

# 鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付要綱

制 定 平成30年5月16日付第201800042384号  
鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、県産材を利用した空間を体験することで、県民の県産材利用の意欲を高めるとともに、企業等の新たな木質内装化への取組を推進するため、企業等が行う、県産材を効果的かつ先駆的に使用した木質空間の整備並びに木質空間を活用した県産材製品の普及活動を支援することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的として交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において、県産材製品とは、鳥取県産材活用協議会が実施する「鳥取県産材産地証明制度」により確認が行われたものをいう。

## (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、同表の第6欄に掲げる要件を全て満たす場合に、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に掲げる額を上限額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (事業計画書の提出)

第5条 本補助金の交付を希望する事業実施主体は、農林水産部森林・林業振興局長（以下「局長」という。）が別に定める日までに、様式第1号の事業計画認定申請書及び様式第2号の事業計画書を局長に提出しなければならない。

## (対象事業の認定)

第6条 対象事業の認定は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業評価委員会）（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。

3 審査方法については、委員会が別に定めるものとする。

## (交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、局長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び第3号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第7欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（完了届を要しない場合）

第11条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

（進捗状況報告の時期）

第12条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

1 補助事業	鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業
2 事業実施主体	民間企業等（市町村を除く）
3 補助対象経費	<p>事業実施主体が運営する県内に存在する施設の不特定多数の者が利用することが可能なスペースにおける、県産材製品を使用した木質空間整備に要する経費<sup>(注)</sup>、及び県産材普及活動に要する経費</p> <p>(1) 木質空間整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産材製品を使用した床、壁、天井等の内装木質工事費</li> <li>・ 県産材製品を使用した組立キット導入に要する経費</li> <li>・ 県産材製品を使用した木製家具等の製作、購入に要する経費</li> </ul> <p>(2) 県産材普及活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質空間の構造見学会、完成見学会、展示会等の実施に要する経費</li> <li>・ パンフレットの作成等に要する経費</li> <li>・ 新聞掲載等のPRに要する経費</li> </ul>
4 補助率	補助対象経費の2分の1
5 上限額	<p>(1) 木質空間整備 1施設あたり150万円</p> <p>(2) 県産材普及活動 25万円</p>
6 その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質空間整備及び県産材普及活動はセットで実施すること。</li> <li>・ 木質空間整備及び県産材普及活動は平成32年2月28日までに完了すること。ただし木質空間整備は、県産材普及活動を行うのに十分な期間を確保して完了すること。</li> <li>・ 整備した木質空間に県産材を使用した旨を掲示すること。</li> <li>・ 県が行う情報発信（ホームページやパンフレットへの掲載等）に協力すること。</li> </ul>
7 重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了予定年月日の変更</li> <li>・ 木質空間の主となるデザインの変更</li> <li>・ 木質空間整備における県産材製品の主となる使用方法の変更</li> <li>・ 3欄の(1)、(2)の経費ごとの30%以上の減</li> </ul>

(注) 原則、県内事業者が施工を行い、建築基準法等、各種関係法令に適合したものに限る。内装木質工事費には現在の床材等を剥がす作業及び下地を造作する作業等に要する経費を含むものとし、直接工事費（労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費）とする。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局長（氏名）様

申請者 住所  
名称  
代表者

印

年度 鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業計画認定申請書

鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業計画書を作成したので、鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付要綱（平成30年5月 日付第201800042384号鳥取県農林水産部長通知）第5条の規定に基づき、下記書類を添えて認定に係る申請を行います。

#### 記

1 対象施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 木質空間整備の概要が分かる資料（設計書、設計図等、様式は任意とする）
- (3) 木質空間整備及び県産材普及活動の工程表（様式は任意とする）

3 担当者

職・氏名

電話番号

電子メール

年度 鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業計画（報告）書

1 事業の内容

(1) 対象施設の概要

名称： 所在地： 用途： 見込まれる年間利用者数及び主な利用者層： 木質空間の延床面積（㎡）：
---

(2) 木質空間整備及び県産材普及活動のコンセプト

--

(3) 事業の内容

区分	内 容																				
1 木質空間整備	(1) 県産材製品の使用量 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">数量(m<sup>3</sup>)</th> <th style="width: 40%;">デザイン性、先駆性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内装木質工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組立キット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木製家具等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px; font-size: small;">(注1) 区分は、木質空間整備の方法に応じて記載すること。                      (注2) 県産材製品の使用にあたり配慮したデザイン性、先駆性等を具体的に記載すること。</p>	区 分	種 類	規 格	数量(m <sup>3</sup> )	デザイン性、先駆性	内装木質工事					組立キット					木製家具等				
	区 分	種 類	規 格	数量(m <sup>3</sup> )	デザイン性、先駆性																
	内装木質工事																				
	組立キット																				
木製家具等																					
(2) 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																				
2 県産材普及活動	(1) 県産材普及活動 <p style="margin-left: 20px; font-size: small;">(注) 構造見学会等の実施時期・回数及びその他の普及内容を具体的に記載すること。</p>																				
	(2) 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																			
	(3) 効果的な普及活動とするための工夫																				
	(4) その他	(注) 独自の取組の提案等を記載してください。																			

2 補助金額の算出

(単位：円)

補助区分	事業費	補助対象経費 (A) (数量×単価等の計算式も記載すること)	補助金額 (A) × 1/2
1 木質空間整備	円	円	円
2 県産材普及活動	円	円	円
計			円

(注1) 事業費は、自己負担金額を含めた金額とする。

(注2) 事業計画認定申請時の補助対象経費は概算で可とする。

(注3) 補助金額は、補助対象経費の1/2とし、小数点以下は切り捨てとする。また木質空間整備は1施設あたり150万円、県産材普及活動は25万円を上限とする。

3 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問い合わせ先	部署名・団体名 電話番号	

(注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

(注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取り扱い（ 一般課税事業者      簡易課税事業者      免税事業者 ）

(注) 該当するものを丸で囲むこと。

様式第3号（第7条、第13条関係）

年度 鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	備考
補助金				
自己資金				
その他（ ）				
計				

(2) 支出

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	備考
計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を追記すること。

2 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

[交付申請時に添付]

- (1) 木質空間整備及び県産材普及活動の経費が確認できる資料（設計書、見積書等）
- (2) 木質空間の施工計画図（平面図、立面図等）
- (3) 木質空間整備及び県産材普及活動の工程表

[実績報告時に添付]

- (1) 木質空間整備及び県産材普及活動の経費が確認できる資料（領収書等）
- (2) 木質空間の完成施工図（平面図、立面図等）
- (3) 使用した県産材製品の種類、規格、数量等が確認できる資料（設計書等）
- (4) 鳥取県産材産地証明書の写し
- (5) 木質空間に関する写真（施工前写真、施工状況写真、完成写真）
- (6) 構造見学会等の実施報告書（日時、参加者数、参加者の感想等を任意様式で報告）
- (7) 県産材普及活動に使用した資料（パンフレット等）
- (8) 県産材普及活動の写真

番  
平成 年 月 日  
号

様

職 氏 名 印

年度鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。  
（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は「鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日第201800042384号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第12条関係）

平成 年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

印

年度鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、鳥  
取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称													
木質空間整備及び県産材普及活動のコンセプト													
事業内容	<p>(1) 実施した内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質空間整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産材普及活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績報告書に添付する様式第2号に準じて記載すること。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質空間整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産材普及活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	木質空間整備		県産材普及活動		区分	内容	木質空間整備		県産材普及活動	
区分	内容												
木質空間整備													
県産材普及活動													
区分	内容												
木質空間整備													
県産材普及活動													

2 予算の執行状況

(単位：円)

区分	算定基準額	交付決定額
交付決定		
初年度における実績額 (            年度)		
次年度における予定(実績)額 (            年度)		

(注) 1 実施した内容、経費が確認できる資料(実績報告時の添付書類に準じた図面、写真、領収書等)を添付すること。

平成 年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

印

年度鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 ( 年 月 日付 第 号による通知額)	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5 補助金返還相当額（4の金額から3の金額を減じて得た額）	金	円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。